

氏は戸籍の筆頭者と同じ氏

修正液などは使えません。書き間違えた場合は二重線を引いて二重線にかかるように印鑑又は右手の親指の拇印を押印する

### 出生届

令和元年8月21日届出

在サンフランシスコ日本国総領事

第 号  
送付 令和 年 月 日  
第 号  
書類調査 戸籍記載 記載調査 調  
夜中の12時は午前0時、  
昼の12時は午後0時

戸籍にあるとおりに記載。通常、ラストファーストミドルネームの順。ラストネームとファーストネームの間に「,」を記入。「Jr.」や「Ⅲ」はミドルネームの後に「ジュニア」や「サード」とカタカナで記入する

氏名	が い む 氏 ブルックス 外務	は る き 名 陽 生	父母との続き柄	<input checked="" type="checkbox"/> 嫡出子 (二 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女) <input type="checkbox"/> 嫡出でない子
生まれたとき	令和元年6月21日 <input checked="" type="checkbox"/> 午前 2 時 15 分 <input type="checkbox"/> 午後			
たところ	アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ市パッチリー通275 番地 番 号			
所	アメリカ合衆国カリフォルニア州フォスターシティ市ヨセミテ通1130 番地 番 号			
の氏名(生まれたとき)	世帯主の氏名 ブルックス, チャールズ, ウォルコット		世帯主との続き柄 子	
父	ブルックス, チャールズ, ウォルコット		母 外務 裕美	
生まれたとき	1989年1月8日(満30歳)		昭和62年6月23日(満32歳)	

日本人は元号、外国人は西暦で記載する

本籍地はダッシュ(-)などを使わず戸籍のとおり

子が生まれた時の年齢

(6) 本籍及び国籍	東京都千代田区霞が関二丁目2 番地 番 号	父の国籍	アメリカ合衆国	母の国籍	日本
筆頭者の氏名	外務 裕美	父の職業	専門・技術職		
始めたとき	平成29年6月	母の職業	無職		
の氏名(生まれたとき)	父の職業 専門・技術職 母の職業 無職				
始めたとき	父の職業 専門・技術職 母の職業 無職				

出生証明書に記載している米国での氏名と日本での氏名が異なる場合に記載する

出生証明書の子の氏名は、【氏】ブルックス【名】陽生 ルーク とあるが、戸籍には【氏】外務【名】陽生 と届出る。

印鑑又は右手の親指の拇印

署名	外務 裕美	印	昭和62年6月23日生
住所	アメリカ合衆国カリフォルニア州フォスターシティ市ヨセミテ通1130		
本籍	東京都千代田区霞が関二丁目2 番地 番 号 筆頭者の氏名 外務 裕美		

欄外に英語表記の住所、電話番号、Emailアドレスを記載する

1130 Yosemite Street, Foster city, CA, 94040  
415-780-6000  
koseki@sr.mofa.go.jp

下記の全ての事項は日本語で記入して下さい。

在サンフランシスコ日本国総領事館

出生証明書(訳)

1. 出生子の氏名： ブルックス ハルキ ルーク  
氏 (ファーストネーム) (ミドルネーム)
2. 性別： (男) 女
3. 出生年月日  
及び時間： 平成 / (令和) 元 年 6 月 21 日 (午前) 午後 2 時 25 分
4. 出生場所： アメリカ合衆国 カリフォルニア 州 サンフランシスコ 市  
バッテリー通 275番地  
(通り名) (番地)
5. 父の氏名： (氏) ブルックス (名) チャールス ウォルコット  
(ファーストネーム) (ミドルネーム)  
母の旧氏名： (氏) 外務 (名) 裕美  
(ファーストネーム) (ミドルネーム)
6. 証明者の氏名： (1) アメリカ合衆国 カリフォルニア 州 サンフランシスコ 郡登録官  
(又は)  
(2)  医師  助産婦  病院発行証明書の病院の代表者氏名

氏名 ホーレス ディ ダン

翻訳者氏名： 外務 裕美 印

「子の氏名が証明書の記載と届書で異なる場合の申出事項」

(ラストネーム、ファーストネーム、ミドルネームの有無等相違がある場合)

英文の証明書上は子の名前は ブルックス 陽生 ルーク  
ラストネーム ファーストネーム ミドルネーム  
(Birth Certificate 上に登録されている氏名)

となっているが、届書の事件本人と同一人に相違なく、戸籍には

外務 陽生 と届け出る。

(出生届に記載した氏名)

届出人署名： 外務 裕美 印